

裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○○○○○
○○ ○○

処 分 庁 安芸市長 横山 幾夫

審査請求人が令和5年3月22日付けで提起した、処分庁安芸市長（以下「処分庁」という。）による令和4年12月25日付けの差押えに関する処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 令和4年7月26日、処分庁は、審査請求人に対し、令和4年度国民健康保険税の納入通知書（第2期から第8期まで）を送付した。
- 2 国民健康保険税第2期分の納期限である令和4年8月31日までに納付がないため、令和4年9月15日、処分庁は、審査請求人に対し督促状を送付した。
- 3 国民健康保険税第3期分の納期限である令和4年9月30日までに納付がないため、令和4年10月18日、処分庁は、審査請求人に対し督促状を送付した。
- 4 国民健康保険税第4期分の納期限である令和4年10月31日までに納付がないため、令和4年11月17日、処分庁は、審査請求人に対し督促状を送付した。
- 5 令和4年12月16日、処分庁は、審査請求人に対し差押調書（謄本）（令和4年12月15日付け4税差押第○○号）を配達証明にて送付し、令和4年12月17日に、審査請求人に到達した。
- 6 令和4年12月19日、審査請求人は処分庁を訪れ、本件処分について説明を求めた。
- 7 令和4年12月28日、処分庁は、審査請求人に対し配当計算書（謄本）（4税差押第○○号）を送付した。
- 8 令和5年1月4日、処分庁は、審査請求人に対し充当通知書（4税差押第○○号）により自動車税種別割還付金を国民健康保険税の滞納額の一部に充当したことを通知した。
- 9 令和5年1月31日及び令和5年2月28日に、審査請求人は処分庁を訪れ、国民健康保険税を分割納付した。
- 10 令和5年3月22日、審査請求人は、処分庁に対して本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 本件審査請求の趣旨

処分庁による令和4年12月25日付けの差押えに関する処分のうち、差押えに関する部分を取り消すとの裁決を求める。

2 処分庁の本件審査請求に対する意見

本件審査請求を却下するとの裁決を求める。

3 本件審査請求に係る主張と弁明

(1) 審査請求人の主張

請求者の令和4年6月30日退職に基づき、医師の指示による療養の為、本来「離職理由コード33」該当による国保税減税対象になるところ、就業不能の為、手続きが出来ず、分納の約束に基づき遅滞なく納付していたが、工面に困り自動車の処分をしたところ、その税金を差押えられ、生活に困窮する。憲法第25条における違反行為である。

(2) 処分庁の弁明（令和5年4月13日付け5安税第12号弁明書）

(ア) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第18条第1項は、処分についての審査請求は、正当な理由がある場合を除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内にしなければならないと規定している。

(イ) 審査請求書において、「審査請求に係る処分があったことを知った年月日」に、「令和4年12月27日」の記載があるが、郵便物等配達証明書から、審査請求人が本件処分があったことを知った年月日は、令和4年12月17日と推測される。

(ウ) 審査請求人は、令和4年12月19日に当該処分について説明を求め来庁していることから当該処分については知り得ている。

(エ) 審査請求人は、令和5年3月22日に本件審査請求を行っており、当該審査請求は法第18条第1項の定める審査請求期間を徒過したものである。

(オ) 審査請求人は、令和5年1月31日及び令和5年2月28日に国民健康保険税の分割納付に来庁していることから、本件審査請求が審査請求期間を徒過して提起されたことについて、法第18条第1項ただし書きの「正当な理由がある」ということはできない。

上記(ア)から(オ)によれば、本件審査請求は、審査請求期間を徒過した審査請求であり、不適法である。また、本件処分は国税徴収法（昭和34年法律第147号。以下「徴収法」という。）第47条第1項に基づき行った適正な処分であることから、本件審査請求は、その余の点を判断するまでもなく不適法であり、却下すべきである。

理 由

1 本件処分に係る法令の規定及び最高裁判所の判例について

(1) 行政不服審査における審査請求期間

法第18条第1項において、「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して一月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。

(2) 国民健康保険税の滞納処分について

(ア) 地方税法（昭和25年法律第226号）第728条第7項において、国民健康保険税等に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、徴収法に規定する滞納処分の例によることが規定されている。

(イ) 徴収法第47条において、滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押さえなければならないと規定されている。

(ウ) 徴収法第54条において、徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その財産が債権等であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならないと規定されている。

(エ) 最高裁判所の判例の概要

「行政庁の処分に対し不服申立をすることができる者は、法律に特別の定めがない限り、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消等によってこれを回復すべき法律上の利益をもつ者に限られるべき」と解されている（最高裁判所昭和53年3月14日第三小法廷・最高裁判所民事判例集第32巻2号）。

2 本件処分の適法性及び妥当性について

(1) 本件処分に係る審査請求について

処分庁は、審査請求人が滞納している令和4年度第2期から第4期までの国民健康保険税を徴収するため、審査請求人が、高知県安芸県税事務所長から支払いを受けるべき令和4年度自動車税種別割還付金の還付請求権を、上記1(2)(イ)により差し押さえ、令和4年12月25日付け「令和4年度自動車税種別割還付金の差押について」の鏡文書と共に、上記1(2)(ウ)により、令和4年12月15日付け4税差押第〇〇号による差押調書（謄本）を審査請求人宛に配達証明にて送付し、令和4年12月17日に審査請求人に到達した。

審査請求人は、令和4年12月19日に処分庁を訪れ、処分庁は、本件処分について審査請求人に説明するとともに、令和4年12月25日付け「令和4年度自動車税種別割還付金の差押について」の鏡文書の日付けは処分庁が誤って記載したもので、正しくは令和4年12月15日とすべきであったことについても説明している。

審査請求人から審査庁に提出された令和5年3月22日付け審査請求書において、「審査請求に係る処分があったことを知った年月日」の項目に「令和4年12月27日」と記載されているが、令和4年12月19日に審査請求人が処分庁を訪れた際、処分庁は鏡文

書の日付けに誤りがあることや、本件処分についての説明を行っていることから、「審査請求に係る処分があったことを知った年月日」が令和4年12月27日であるとは考え難く、処分庁が保有している郵便物等配達証明書から、審査請求人が本件審査請求に係る処分を知った日は、令和4年12月17日であると推測される。

また、審査請求人が審査請求書において、「審査請求に係る処分の内容」の項目に、「令和4年12月25日付けの差押えに関する処分」と記載していることについて、上記の状況に加え、審査請求書の「処分庁の教示の有無及びその内容」の項目に、「添付した差押調書に記載された教示文のとおり」との記載があることから、令和4年12月25日付け鏡文書と共に送付された令和4年12月15日付け4税差押第〇〇号による差押調書（謄本）に基づく差押処分のことであると解される。

上記1(1)のとおり、審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができないと規定されており、同項ただし書きにおいて、「正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されているが、審査請求人は、令和4年12月19日の他、令和5年1月31日、令和5年2月28日にも国民健康保険税の分割納付のため処分庁を訪れている。

以上のことから、本件審査請求については、審査請求期間経過後に提出されたものであり、審査請求期間内に審査請求が行えなかった正当な理由があるとは認められない。

(2) その他

審査請求人は、「分納の約束に基づき遅滞なく納付していたが、差押えをされた」と主張しているが、本件処分については、処分庁から審査請求人に対して、令和4年度国民健康保険税第2期から第4期における督促状が送付され、督促状を送付した日から10日を経過した日までに完納されていないことから差し押さえを行ったものであり、適法である。

また、本件処分は、処分庁が差し押えた債権の取立てを完了することにより、当該処分の目的を達してその法的効果は消滅するものと解され、本件処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は認められないため、本件処分の取消しを求める本件審査請求は、不適法である。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は審査請求期間経過後になされた不適法なものであるため、法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年6月2日

審査庁 安芸市長 横山 幾夫

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、安芸市を被告として（訴訟において安芸市を代表する者は安芸市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、安芸市を被告として（訴訟において安芸市を代表する者は安芸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。